

久喜市告示第352号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定に基づき、
平成24年久喜市告示第571号により指定した区域の指定を次のとおり全部
解除する。

平成25年8月23日

久喜市長 田中暉



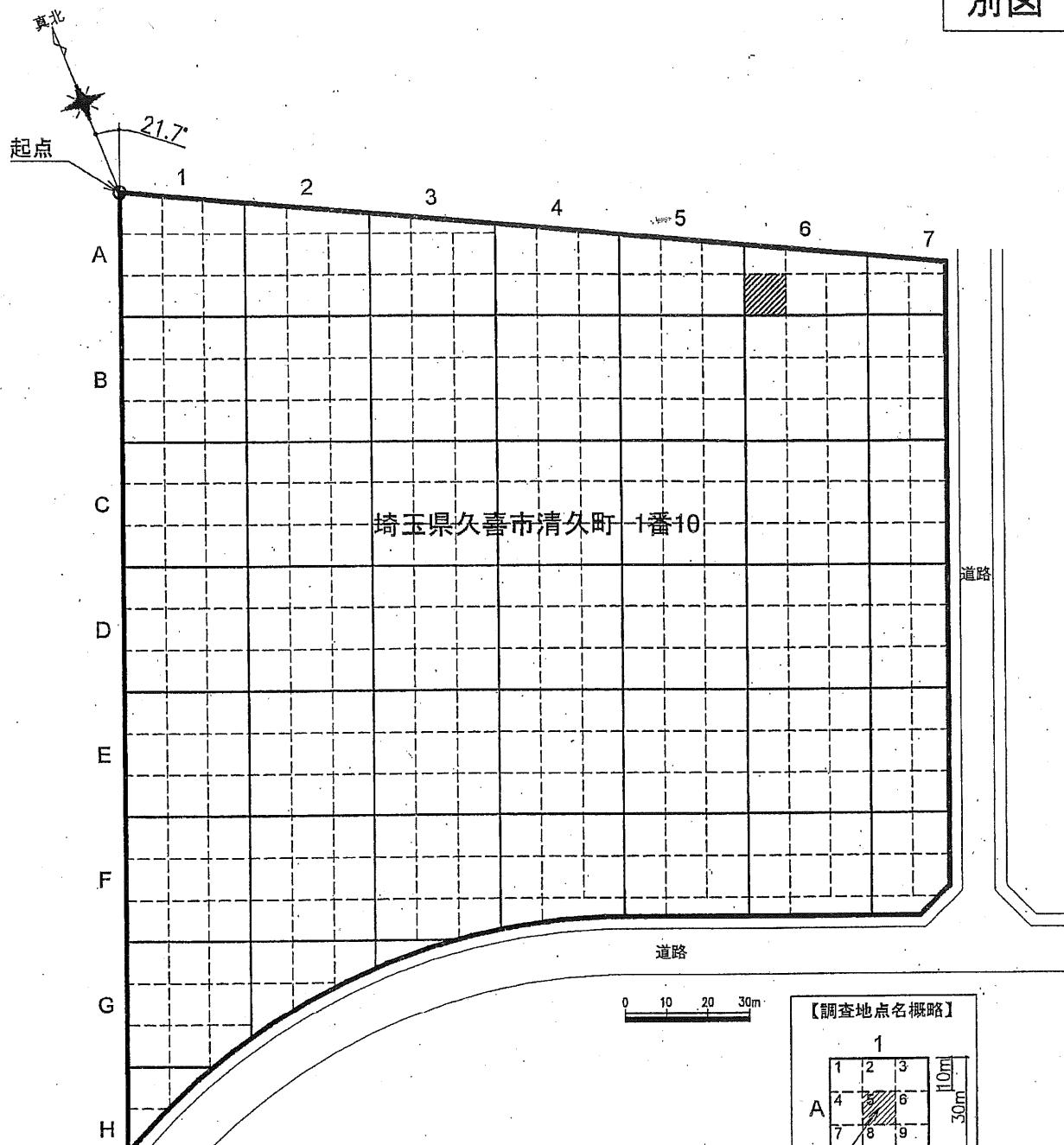
1 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域

別図のとおり(久喜市清久町1番10の一部)

2 講じられた汚染の除去等の措置

汚染土壤の掘削による除去

別図



起点

起点は、埼玉県久喜市清久町 1番10の
敷地境界の最北端。

格子の回転角度 21.7度

起点を通り、東西方向及び南北方向に
引いた線並びにこれらと平行して10m間
隔で引いた線により構成される格子を、
起点を支点に右方向に回転させた角度。

凡 例

	形質変更時要届出区域の 指定を解除する区域
	単位区画区分線
	筆 界